

沖縄県規則第79号

琉球歴史文化の日に納めることを要しない使用料等を定める規則

琉球歴史文化の日条例（令和3年沖縄県条例第13号）第5条の規則で定める公の施設は次の表の左欄に掲げる公の施設とし、同条の規則で定める使用料又は利用に係る料金は同表の右欄に定める使用料又は利用に係る料金（利用料金にあっては、琉球歴史文化の日の趣旨にふさわしい催物として知事が認めるものを利用する場合に限る。）とする。

公の施設	使用料又は利用に係る料金
沖縄県総合運動公園	沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第1項に規定する利用料金（陸上競技場、補助競技場、蹴球場、体育館及び屋内運動場に係るもの（照明設備、大型映像装置及びシャワーに係るものを除く。）に限る。）
沖縄県平和創造の森公園	沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例（平成10年沖縄県条例第14号）第14条第1項に規定する利用料金（多目的広場に係るものに限る。）
沖縄県平和祈念資料館	沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第11号）第5条第1項に規定する観覧料
沖縄県総合福祉センター	沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成14年沖縄県条例第48号）第14条第1項に規定する利用料金（介護実習室及びボランティア室並びに附属設備に係るものを除く。）
奥武山総合運動場	沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）第14条第1項に規定する利用料金（奥武山陸上競技場、奥武山補助競技場及び武道館の専用利用に係るもの（施設設備、用具及び冷房に係るものを除く。）に限る。）
沖縄県男女共同参画センター	沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第41号）第14条第1項に規定する利用料金（特別会議室及びフィットネスルーム並びに附属設備に係るものを除く。）
沖縄コンベンションセンター	沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第44号）第15条第1項に規定する利用料金（附属設備に係るものを除く。）
万国津梁館 ^{しんりょう}	万国津梁館の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第45号）第15条第1項に規定する利用料金（貴賓室及び附属設備に係るものを除く。）
沖縄県立博物館・美術館	沖縄県博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第1項に規定する観覧料（常設展に係るものに限る。）及び同条例第19条第1項に規定する利用料金（企画展示室、特別展示室、企画展示室1及び企画展示室2並びに附属設備に係るものを除く。）
沖縄空手会館	沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例（平成28年沖縄県条例第28号）第15条第1項に規定する利用料金（シャワールーム及び附属設備に係るものを除く。）及び同条例第21条1項に規定する観覧料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。